

「今後の難病対策」関西勉強会実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、「今後の難病対策」関西勉強会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会の事務所は、近畿圏内に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、今後の難病対策を考えるにあたり、関西からの声を難病対策に盛り込んでいけるよう、「今後の難病対策」関西勉強会（以下、勉強会）の開催等を通じて難病問題を学習し、その成果を発信することを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 勉強会の準備、開催及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) その他今後の難病対策に関し必要な事業。

(組織)

第5条 実行委員会は、勉強会の趣旨に賛同し、勉強会の運営に携わる個人及び団体で組織する。実行委員は、立候補または推薦の中から実行委員会の承認をもって選出する。

(役員の種別及び選任)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 事務局 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名

2 委員長は、委員が互選する。

3 他の役員は、委員会の同意を得て、委員長が任命もしくは委嘱する。

(役員の職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 事務局は会の事務処理を担当し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は出納を掌り、会計監査は会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の構成)

第9条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長、その他の役員、委員をもつて構成する。

(会議の機能)

第10条 会議は、第3条に規定する事業を推進するため、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 勉強会の準備、開催、運営等の基本方針に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 会則等に関すること。
- (5) その他事業の推進に関して重要な事項に関すること。

(会議の招集及び議長)

第11条 会議は、委員長が召集し、議長は委員長が行う。

(会議の議決)

第12条 会議の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 電子メールによって会議を開催した場合は、審議期間を開催日から1週間以上とし、意思の表明について回答を求める場合は、無回答の取り扱いも明記する。

(委員以外の者の会議出席)

第13条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専決処分)

第14条 委員長は、急を要し会議を招集することが困難と認めるときは、会議の議決すべき事項を専決処分とすることができます。

2 委員長は、前項の規定により専決処分としたときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(会計)

第15条 委員会の経費は、勉強会の参加費その他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、9月1日から翌年の8月31日までとする。

(解散)

第16条 実行委員会は、第3条の目的が達成されたときに解散する。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

第18条 この会則は、平成21年1月29日から施行する。